

農商工等連携事業の促進に関する基本方針（案）について（概要）

1 趣旨

農商工等連携事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、本年5月に成立した中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第3条に基づき、主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が、農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項、農商工等連携事業に関する事項等を定め、農商工等連携事業計画等の認定の指針とするものである。

主務大臣は、同条第3項により、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会等の意見を聽かなければならないこととされている。

○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）

（基本方針）

第三条 主務大臣は、農商工等連携事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 (略)

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会、林政審議会、水産政策審議会及び中小企業政策審議会の意見を聽かなければならない。

4 (略)

2 内容

(1) 農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

中小企業者と農林漁業者が連携して新商品の開発等を実現することにより、双方の成長・発展が見込まれる。このため、農商工等連携促進法により、両者に対する各種支援措置を講じ、その事業活動を支援することが必要である。

(2) 農商工等連携事業に関する事項

○ 農商工等連携事業とは、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産、需要の開拓等を行うものである（よって、農農連携や商工連携等は支援対象外）。

- ・ 「有機的に連携する」とは、それぞれ保有する経営資源を互いに持ち寄り、両者いずれもが主体的な参画をする中で、連携事業を遂行していくための事業体制が担保されていることである。
- ・ 「それぞれの経営資源を有効に活用する」ものである必要があり、計画において、各主体が持ち寄る経営資源を具体的に示すものとする。
- ・ 「新商品の開発等」については、事業実施主体がこれまで開発・生産したことのない新しい商品等であり、需要の開拓の見込みを有していること、市場において事業として成り立つものであることが必要である。

- 農商工等連携事業の計画期間は、原則5年以内とする。
- 個々の林家、素材生産業者、生産森林組合、特用林産物の生産者は、林業者として、農商工等連携事業に取り組むことができる。
- 森林組合等の協同組合は、木材加工業者と連携し、林家組合員を東ねてその原料となる林産物の生産に取り組む等の農林漁業者としての立場、あるいは林家組合員と連携し、その生産する林産物を活用して新たな加工品の開発を行う等の中 小企業者としての立場の両方で農商工等連携事業に取り組むことができる。
- 中小企業者と農林漁業者の連携による経営の改善の効果を明らかにするため、以下に掲げる定量的な経営指標を計画認定の判断基準とする（中小企業者若しくは農林漁業者のみの経営改善を図ろうとする事業は支援対象外）。
 - ① 当該事業者の付加価値額又は従業員1人あたり付加価値額のいずれかについて、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までに5%以上の向上がなされること。
 - ② 当該農商工等連携事業計画に係る農林水産物の売上高が、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までに5%以上の向上がなされること。
- 国は、支援事務局を設置し、関係機関等と連携し相談、助言等を行う。
- 国は、計画認定を公正かつ適正に行うため、評価委員会を設置する。

(3) 農商工等連携支援事業に関する事項

- 農商工等連携支援事業とは、中小企業者と農林漁業者の通常の事業活動の範囲内における出会いの機会が少ないことを踏まえ、一般社団法人、NPO等が、中小企業者と農林漁業者の有機的な連携を支援する事業であり、具体的には、交流会や商談会の開催、ビジネスマッチング事業、人材育成等、多様な事業内容が想定される。
- 農商工等連携支援事業を行うに当たっては、計画期間内に5件以上の農商工等連携事業の形成等を実現させることを目標とすることが望まれる。
- 農商工等連携支援事業の計画の期間は、5年以内とする。
- 国は、計画認定を公正かつ適正に行うため、評価委員会を設置するとともに、関係団体との連携を図り、支援体制の整備に努める。